

ソビエト法概論

有斐閣双書

ソビエト法概論

藤田 勇
畑中和夫 著
中山研一
直川誠蔵



入門・基礎知識編

有斐閣双書



有斐閣双書

ソビエト法概論

定価 1,700 円

昭和58年 5月20日 初版第1刷印刷

昭和58年 5月30日 初版第1刷発行

著 者

い きむ
勇 夫 一 蔵
お ち
か ず
和 研 誠
た な か
田 中 山 川
ふ じ
藤 畑 中 直

発 行 者

江 草 忠 允

東京都千代田区神田神保町2〜17

発 行 所 株式会社 有 斐 閣

電 話 東 京 (264) 1 3 1 1 (大代表)

郵便番号[101] 振替口座東京6-370番

京都支店[606] 左京区田中門前町44

印刷 共同印刷工業株式会社・製本 新日本製本株式会社

©1983, 藤田 勇・畑中和夫・中山研一・直川誠蔵.

Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

ISBN 4-641-05642-0

はしがき

ソビエト連邦をはじめとする社会主義諸国の法律制度はどのようなものか、またそれは現実にもどのように運用されているのかは、法律や政治を学ぶ者にとっての関心事である。

ソビエト法は、われわれにとって外国法の一つであるが、英米法、ドイツ法、フランス法などのような資本主義国の法ではなく、体制の異なる社会主義国の法であるという点に特色をもっている。したがってそこから、体制の相違が法律制度やその運用にどのような異同をもたらすのかという原則的な問題が生ずる。次にそれは、ソビエト「ロシア」法を核として、トランス・コーカサス、中央アジア、沿バルト諸国を含む地域に形成されてきた統一的法体系であるという意味で、地域的な民族の伝統とも複雑に関連しているということができる。第三に、ソビエト法にも革命以来すでに七〇年近い歴史的な推移があり、しかもそれが単純な直線的発展というよりも、むしろ複雑でかつ大きな振幅を経て今日にいたっているという歴史的な経過にも注目しなければならない。そして第四には、今日の社会主義法が、ソビエト法のみならず、東ヨーロッパ法やアジア法（中国、朝鮮、ベトナム）という形でひろがりつつある状況のもとで、社会主義法の内部でもそれぞれの特色を比較検討すべき必要性も生じてきている。

しかし、わが国におけるソビエト法および社会主義法の研究と教育の現状は、必ずしも十分とはいえず、多くの問題をかかえていることをみとめなければならない。国の施策を含む客観的諸条件の困難さにもかかわらず、研究と教育の有機的な関連を追求することによって相互の充実をはかるという状況をいかにして組織的に確立して行くかが重要な課題だといつてよいであろう。

ところで、現在、ソビエト法および社会主義法は、かなり多くの大学で講義科目とされてきているが、そこでもちいられるべき講義用の教材としてなかなか適当なものが見当たらないというのが共通の悩みであった。専門的な学術書は各分野毎に蓄積されてきているが、全体を見渡した概説書として学生にも利用しうるような書物は、最近のものとしては数少ない状況にあるといつてよいように思われる。

本書は、このような悩みにこたえるために、ソビエト法について、その重要な構成部分である憲法、刑法、民法の三分野を、それぞれ、畑中、中山、直川が分担執筆し、さらにその前提としてソビエト法の史的概観を、藤田が担当するという形で、共同して執筆したものである。その他の分野の欠落をいかに補充すべきかという問題を含めて、解決すべき課題はなお多くのこざれているが、今回はとりあえずこのような形のものとして出発し、あとは将来の課題としたい。

本書が、ソビエト法の学習をめざす学生諸君にとって、その基本的な枠組みと特色を知る

ための客観的な資料として役立ち、ソビエト法を含む社会主義法への関心を高める一助ともなれば幸いである。

なお、本書には付録として、一九七七年のソ連憲法の全文、民法および刑法の法典構成のほか、一九五八年～七八年間の体系的立法一覧、および文献の手引が付されているが、この文献の手引は、小森田秋夫氏（北海道大学助教授）の手をわずらわした。また、上田寛氏（立命館大学助教授）にもその他の点でご助力を願った。ここに感謝の意を表する。

最後に、本書の出版については、有斐閣京都支店の奥村邦男氏の熱心で忍耐強い援助によるところが大きい。深く謝意を表する次第である。

一九八三年三月

著 者

☆ 執筆者紹介（執筆順）

ふじ た いきむ
藤 田 勇 東京大学社会科学研究所教授（ソビエト法専攻）

はた なか かず お
畑 中 和 夫 立命館大学法学部教授（憲法，社会主義法専攻）

なか やま けん いち
中 山 研 一 大阪市立大学法学部教授（刑法，社会主義法専攻）

ただ がわ せい ぞう
直 川 誠 蔵 早稲田大学比較法研究所教授（ソビエト法専攻）

目次

第1編 総論

はじめに

ソビエト法ということば(三) 一国の法体系(四) 歴史的観点(五) ソビエト法史
の一つの見取図(六)

第1章 ソビエト法の歴史的源泉

——一九一七年十月革命——

I 歴史的「源泉」ということの意味

II 論 点

(1) ソビエト制の成立

ソビエト制の歴史的意味(九) ソビエト型権力の制度的特徴(二〇)

(2) 所有の社会化

一四

九

九

八

八

三

第2章

ソビエト法の原形式成立

——ネップ期法制——

I 「原形式」成立ということの意味

II 論 点

(1) 革命的適法性	三
背景(三)	三
革命的適法性の意味(六)	三
(2) 実定法体系の創出	六
——ソビエト法の原形式成立——	六
法典化(六)	六
手続法の領域(三)	六
実体法の領域(三)	六
(3) 過渡期の法の二重構造	三
二重性(三)	三
民法(三)	三
労働法(三)	三
家族法(六)	三
刑法(七)	三
(4) ソビエト法学の成立	六

第3章 ソビエト型社会主義法の原構造成立…………… 完

——三〇年代法体制——

I 「原構造」成立ということの意味…………… 完

II 論 点…………… 四

(1) 社会主義経済体制の成立と法…………… 四

経済形態(四二) 集権的経済管理と法(四二) 経済法と民法(四三) コルホーズ法・土

地法・労働法・家族法(四三)

(2) 三六年憲法体制…………… 四

階級構成(四七) ソビエト制の変化(四七) 市民の基本的権利(四九) 一党制政治レジ

ーム(五〇)

(3) 社会主義的適法性概念とソビエト社会主義法体系論…………… 五

社会主義的適法性(五三) 新しい体系化志向(五五)

(4) 特異形態…………… 五

第4章 今日のソビエト法…………… 五

I ソビエト型社会主義法の成熟…………… 五

変容・成熟ということ(五七) 政治改革(五八) 民主化(五九) 適法性の発展(六〇)

経済改革(六一)

Ⅱ 今日のソビエト法の体系…………… 三

法領域区分(三三) 民法・経済法・家族法(六四) 労働法(六五) コルホーズ法(六六)

土地法(六七) 紛争処理手続法(六八) 行政法(六九)

結 び…………… 四

第2編 憲 法

第5章 ソビエト憲法の概念…………… 五

ソビエト立憲主義の憲法(七五) 社会主義憲法としてのソビエト憲法(七六)

第6章 ソビエト憲法の形式と発展…………… 七

Ⅰ ロシア帝国国家基本法とその崩壊…………… 七

ロシア民衆の憲法要求(七七) 一九〇六年基本法Ⅱ外見的立憲主義(七八) 二月革命と

国家基本法(七九)

Ⅱ ソビエト憲法の成立…………… 八

——一九一八年ロシア共和国憲法——

十月革命とソビエト憲法(八〇) 統治機構Ⅱソビエト制(八一) 基本権規定とロシア的

特殊性(八二)

III ソ連邦憲法の形成……………八三

——一九二四年ソ連邦憲法——

最初のソ連憲法——連邦国家の憲法的承認(八三) 連邦の権限と連邦機関(八四)

IV 一九三六年ソ連邦憲法……………八五

社会主義の勝利の憲法的確認(八五) 統治機構の民主化(八六) 基本権規定の充実(八七)

V 一九七七年ソ連邦憲法……………八六

発達した社会主義の憲法(八六) 七七年新憲法と旧憲法の関係(八九) 七七年新憲法の特徴(九一)

第7章 ソビエト憲法の諸原則……………九三

I 全人民国家……………九三

発達した社会主義と国家機能の変容(九三) プロレタリア独裁から全人民国家へ(九三)

II 人民主権と人民代表制……………九四

国民主権と人民主権(九四) ソビエト選挙の特徴と問題点(九五) 人民主権の実現形態(九七) 人民主権原則と現実(九八)

III 党の憲法的地位……………九六

——その指導的役割——

憲法の枠内での党の指導(九六) 憲法の動態を規定する党(一〇〇)

IV	社会団体とその憲法的地位	101
	権力の担い手としての社会団体(101)	
	社会団体の種類(103)	
	国家・社会の管理への参加(103)	
	勤労集団の役割(104)	
V	経済体制の憲法的原則	105
	経済体制の基礎Ⅱ社会主義的所有(105)	
	社会主義的所有の基本的諸形態(106)	
	社会団体・個人の所有(107)	
	经济管理の原則(107)	
第8章	市民の基本的権利と自由	109
I	市民の基本権とその性格	110
	「人権」と市民の基本権(110)	
	市民の基本権の性格(110)	
II	社会・経済的な権利と自由	111
	労働の権利(111)	
	社会保障の権利(113)	
	住宅の権利(114)	
III	社会・文化的な権利と自由	114
	教育の権利(114)	
	文化的諸権利(115)	
IV	政治的な権利と自由	117
	管理・参加の権利(117)	
	批判・提案の権利(117)	
	表現の自由とその保障(117)	
	政治的自由の限界(117)	

V	人格的な権利と自由	110
	個人的自由(110)	
	ソ連市民の義務(111)	
	統治機構と司法制度	113
I	ソビエト連邦制	113
	連邦制の機構(113)	
	自由な統一連邦制(113)	
II	国家権力の諸機関	114
	ソビエト制(114)	
	ソ連邦最高ソビエト(114)	
	ソ連邦最高ソビエト幹部会(115)	
	幹部会の現実的役割(116)	
III	行政の諸機関	117
	行政機関の組織と活動の原則(117)	
	行政の最高機関(118)	
	地方行政機関(119)	
IV	裁判所	120
	裁判所の体系(120)	
	裁判の民主性(121)	
	裁判官の独立(121)	
	企業間紛争とその解決(121)	
V	検事監督と人民コントロール	123
	合法性の監督機関(123)	
	検事監督(124)	
	人民コントロールの憲法的基礎(125)	
	人民コントロール委員会の権限(126)	

第3編 刑法

第10章 刑法……………一五

I ソビエト刑法の成立と発展……………一五

戦時共産主義時代(一五) 新経済政策の時代(一六) スターリン時代(一七) 非ス
ターリン化の時代(一八)

II 社会主義刑法の基本原則……………一五

刑法の階級性(一五) 社会主義的合法性(一六) 世論の参加と社会的制裁(一七)

III 現行ソビエト刑法の内容……………一六

(1) 総則規定……………一六

一般規定(一六) 犯罪規定(一七) 刑罰規定(一八)

(2) 各則規定……………一五

国家犯罪(一五) 社会主義財産に対する罪(一五) 個人犯罪(一五) 経済犯罪(一五)
職務犯罪(一五) 裁判に対する罪(一五) 行政秩序に対する罪(一五) 公共の安全
秩序に対する罪(一五)

第11章 刑事訴訟法……………一六

I ソビエト刑事訴訟法の成立と発展……………一六

ソビエト裁判所の創設(一五五) 刑事訴訟法の法典化と補充(一五七) 一九三六年憲法と
その実現(一五九) スターリン批判後の法典化(一五九)

II 社会主義刑事訴訟法の基本原則 一五九

社会主義的合法性の原則(一六〇) 職権主義の原則(一六〇) 客観的真實の原則(一六〇)
裁判官の選挙制と人民陪席判事の参加(一六一) 裁判官の独立原則(一六一) 公開主義の
原則(一六一) 被告人への防禦權の保障(一六二) 法律と裁判所のもとの市民の平等
(一六二) 对審性の原則(一六二) 直接および口頭主義(一六二) 社会団体の代表者の参
加(一六二)

III 現行ソビエト刑事訴訟法の内容 一六二

(1) 一般規定 一六三

裁判所(一六三) 檢察機關(一六四) 予審機關(一六五) 搜查機關(一六五) 被疑者と被告
人(一六六) 弁護人(一六七) 被害者(一六八) 証 拠(一六七)

(2) 訴訟の各段階 一六六

刑事手続の開始(一六六) 捜査と予審(一六七) 公判付託手続(一六八) 公判手続(一六九)
破棄審の手続(一七〇) 監督審の手続(一七一)

第12章 矯正労働法 一七三

I ソビエト矯正労働法の成立と発展 一七三

矯正労働法の概念(一七三) 革命当初の矯正労働法(一七三) 一九二四年の矯正労働法典

	(二五)	一九三三年の矯正労働法(二五)	スターリン批判後の復活の動き(二五)
		現行の矯正労働立法(二七)	
II	現行ソビエト矯正労働法の内容	二七	
	矯正施設の種類と活動の一般原則(二七)		受刑者の法的地位(二七)
	参加(二七)		受刑者の分類とレジーム(二八)
	受刑者の分類とレジーム(二八)		受刑者の労働(二八)
	受刑者の労働(二八)		受刑者に対する教育活動(二八)
	褒賞および懲戒措置(二八)		釈放者への援助と監視(二八)
	刑および矯正労働刑の執行(二八)		流
III	ソビエト矯正労働法とその実態	一五	
	二〇年代の行刑(二八)		矯正施設の見聞記(二八)
第13章	犯罪・非行とその対策	一六	
I	犯罪と非行の現状	一六	
	一九二〇年代の犯罪状況(二八)		一九三〇年代以降の犯罪状況(二八)
	一般的特色(二九)		少年犯罪(二九)
	職務犯罪と経済犯罪(二九)		無頼行為とアルコール(二九)
			財産犯罪(二九)
II	犯罪対策とその特色	一六	
	犯罪原因とその根絶(二九)		犯罪・非行対策の二元主義(二九)
	参加(二九)		犯罪闘争への世論の
III	犯罪学の現状と課題	二〇	